

建設副産物処理計画・結果報告作成時注意事項

- 注① 固化材等が混入し産廃処理となる発生土については汚泥の欄に記入すること。
発生土を全て現場内利用する場合は記入不要。なお、任意の場合であっても搬出先を産業廃棄物処分及びその他の許可(土砂埋立て、土捨て場等)を受けた施設とする場合は、当該施設が受けている許可証明書の写しを添付すること。
- 注② マニフェストの「数量」の欄については可能な限り受入れ先で重量測定する等し重量を記入すること。処理結果報告書の発生量(A)の数量は発生土については(m³)、それ以外のものは(t)で記入すること。(建設副産物処理の内訳について、m³とtどちらかを選択できるが、合計値はtに自動換算するようプログラムされている)
- 注③ 処理結果報告書の最終処分欄にはマニフェスト下段の「最終処分を行った場所」欄に記載された処分先を記入すること。(「最終処分を行った場所」が委託契約書記載の場所となる場合は、処分受託者に対し予め同欄内に委託契約書記載の番号等を記載するよう依頼の上、報告書には具体的な処分先を記入すること)
- 注④ 建設副産物処理の内訳の品目別の数量については、搬出年月日毎の集計値を記入すること。(搬出年月日の欄に同一の日付を複数記載しないこと)
- 注⑤ 金属くずについてその全部又は一部を有価物として処分を行った場合は、マニフェストと共に、有価物としての処分量が確認できる計量伝票等を添付すること、また、その際には処理結果報告書の中間処理又は最終処分の欄に「有価物処分」と記載すること。
- 注⑥ 収集運搬業、処分業許可証の写しについてはその許可の有効年月日が契約工期の途中となっていないかを確認し該当する場合には許可の更新手続き中であることが確認できる書類の写しを合わせて添付すること。
また、収集運搬については、運搬に使用した車両が廃掃法の許可に係るものにあつては、当該許可において使用を認められたものであることが確認できる書類の写しを添付し、受注者が自ら行った場合については、使用した車両が受注者自らが所有するものであることを証する書類(車検証等)を添付すること。
- 注⑦ 建設副産物処理系統図の各記入欄をつなぐ点線については、処理の系統に合わせて実線で記入し、不要な線を削除すること。また、表中収集運搬の「副産物の種類」の欄について、同一の運搬受託者が複数品目を運搬する場合は、それに合わせ一つの欄の中に並列して記載すること。
- 注⑧ 運搬経路図に用いる地図については、縮尺1:30,000~60,000程度のものを利用し現場から処分場までの経路がA4版1枚に収まるよう調整して作成すること。また、経路となる主な道路の種類(国道〇〇号、県道▽▽号等)が確認できるものとする。
- 注⑨ 産廃処分に係る写真については工事写真に入れず処理計画・報告書の所定の位置に添付すること
収集運搬車両の写真はその車両ナンバー及び廃掃法の登録番号の両方が同時に確認できるアングルで撮影すること。(自社運搬を除く)また、運搬中の写真は各処分先毎に、経路となる主要な道路上で道路看板等が入るアングルで撮影し、処分場搬入中の写真は許可番号等の看板が確認できるアングルで撮影すること。
- 注⑩ マニフェスト写しの作成にあたっては、同一交付番号のD票、E票を縦に並べた状態でA4版一枚に収まるよう縮小コピー等を行い作成すること。また、原稿に複写の映りが悪く不鮮明な箇所がある場合は事前になぞる等して写しでも確認できるようにしておくこと。
電子マニフェストの場合は、受渡確認票又は電子マニフェスト確認票を提出。
- 注⑪ 建設廃棄物処理委託契約書の作成にあたっては、委託業務の内容、中間処理後の最終処分(再生を含む)場所等について省略せず記載するよう処分業者に対し依頼を行うこと。
- 注⑫ 再資源化報告書の対象となる特定建設資材廃棄物とはコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの3品目のみであるため、その他の廃棄物については記載しないこと。